

関東ブロック
産婦人科医会

会則並びに施行細則

関東ブロック産婦人科医会 会則

(名称)

第1条 本会は第3条に定める1都9県の産婦人科医会等により関東ブロック産婦人科医会（略称 関ブロ会）を設置する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は各都県産婦人科医会等（以下各都県医会と略す）又は委託先事務所内に置く。

(構成)

第3条 本会は神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県、山梨県、長野県、東京都の一都九県による各都県医会で構成する。

(目的及び事業)

第4条 本会は公益社団法人日本産婦人科医会（以下日産婦医会と略す）の事業推進に関して各都県医会相互の緊密な連絡を保ち、円満な遂行を計ることを目的とする。

2. 前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各都県医会相互間に必要な会務の連絡協調に関する事項
- (2) 日産婦医会に対する意見具申及び協力に関する事項
- (3) ブロック協議会、社保協議会等の開催
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

各都県医会会長

監事 2名

本会所属日産婦医会理事

2. 会長、副会長は別に定める方法により選出する。
3. 監事は役員会で選出する。

(役員任期)

第6条 会長・副会長の任期は1年、その他の役員の任期は2年とする。
但し、再任は妨げない。

2. 補充により選出された役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(幹事)

第7条 本会に幹事若干名と幹事長1名をおく。

2. 幹事は会長が委嘱し、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
3. 幹事の業務については別に定める。

(会議)

第8条 本会は次の会議を開催する。

各都県医会会長会
役員会
幹事会

2. 会議は会長が招集し議長となり会議を統括する。但し、幹事会は幹事長が代行することができる。
3. 役員会は年2回開催することを原則とし、各都県医会会長会、幹事会は随時開催する。

(委員会)

第9条 会長が必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

2. 委員会委員については別に定める。

(会計)

第10条 本会の経費は各都県医会の分担金、助成金その他の収入をもってあてる。

2. 分担金については別に定める。
3. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第 11 条 この会則は役員会の承認を得なければこれを変更することはできない。

昭和 54 年 2 月 10 日施行

平成 10 年 6 月 28 日改正承認

平成 11 年 4 月 1 日施行

平成 14 年 4 月 1 日施行

平成 22 年 11 月 13 日改定承認

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 6 月 3 日改定承認

平成 31 年 4 月 1 日施行

令和 3 年 2 月 23 日改定承認

令和 3 年 4 月 1 日施行

関東ブロック産婦人科医会 施行細則

(役員を選任)

第1条 本会の会長、副会長は各都県医会会長会において協議により選出する。
選出方法は別に定める。

《内規》原則として関ブロ協議会・社保協議会開催担当県会長が就任し、輪番制とする。

第2条 監事は各都県医会会長会で2名推薦し、役員会で決定する。

第3条 本会所属日産婦医会理事は次の6地区に分け、それぞれの地区より候補者を推薦する。

A. 東京都 B. 神奈川県 C. 埼玉県 D. 千葉県

E. 静岡県・長野県・山梨県

F. 栃木県・群馬県・茨城県

2. 各地区からの推薦理事数は改選の行われる前年の10月31日までの会費完納正会員500名に1名とし、端数は数の多い地区から順次1名ずつを配分し、日産婦医会から示された理事数とする。

3. E及びF地区からの推薦は次の輪番制とする。

E地区 静岡県→長野県→山梨県

F地区 栃木県→群馬県→茨城県

(幹事を選任と業務)

第4条 幹事は各都県医会より原則として1名を推薦し、役員会に諮り、会長が委嘱する。

2. 幹事長は各都県医会会長会において推薦し会長が委嘱する。

任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

3. 幹事は役員会に陪席し、幹事長は各都県医会会長会に出席することができる。

4. 幹事は幹事会を組織し、庶務、会計、社保、広報、母子保健等の各業務を分担、担当する。

(事業)

第5条 関ブロ会協議会は毎年1回各都県医会が担当して開催する。

2. 開催各都県医会は原則として次の順序とする。
東京都→神奈川県→千葉県→埼玉県→群馬県→栃木県→茨城県→
静岡県→山梨県→長野県→東京都

第6条 関ブロ会社協会は各都県医会の社保実務担当者を招集し、開催する。

2. 会社協会の開催時期、場所、提案議題は担当各都県医会が裁量する。

(会報)

第7条 関ブロ会会報は原則として毎年刊行する。

2. 会報は一括して各都県医会に送付する。

(委員会)

第8条 委員会の委員は各都県医会会長会に諮り、会長が委嘱する。

2. 委員長は委員の互選とする。

(会計)

第9条 会則10条の分担金の分担金は、各都県医会が徴収して納入する。

2. 分担金は毎年4月1日現在の各都県医会の正会員数と会費免除会員数の報告を受け算出する。
3. 分担金の納入期限は毎年9月末とする。

(弔慰金)

第 10 条 弔慰金については会長一任とする

(施行細則の変更)

第 11 条 この施行細則は役員会の承認を受けなければこれを変更することはできない。

平成 10 年 6 月 28 日承認

平成 11 年 4 月 1 日施行

平成 14 年 4 月 1 日施行

平成 22 年 11 月 13 日改正承認

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 6 月 3 日改正承認

平成 31 年 4 月 1 日施行

令和 3 年 2 月 23 日改正承認

令和 3 年 4 月 1 日施行